



福井労働局

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和8年8月10日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 野崎 清隆

地方賃金指導官 矢村 光治

電 話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金 時給1, 112円を答申

ー現行1, 053円から59円引上げー

福井地方最低賃金審議会（会長：井花 正伸）は、本年7月6日、福井労働局長（佐藤 賢一郎）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8月10日、福井労働局長に対して答申を行いました。

内容は、現行の福井県最低賃金1時間1, 053円を1, 112円（59円、率にして5.6%引上げ）に改正するよう答申されたものです。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入りました。（発効予定日：令和8年10月4日）